

日行連発第 1301 号  
令和 3 年 12 月 15 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
法務業務部  
部長 原田 誠

令和 4 年 1 月 1 日からの公証事務運用の改定について（周知）

公証人手数料令の一部を改正する政令が公布され、令和 4 年 1 月 1 日から株式会社等の定款手数料の一部引下げがなされます。また、同日から、公証事務運用が改定され、嘱託人作成の文書の一部について押印を廃止するとともに、郵送による執行文付与申請及び正謄本の交付申請が可能になります。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、公証事務運用の改定がされたこと及び別添資料の留意点について会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

添 付：令和 4 年 1 月 1 日からの公証事務運用の改定について（周知方依頼）（令和 3 年 12 月 14 日）

別 添：令和 4 年 1 月 1 日からの公証事務運用の改正について

別紙 1：執行文（単純・数通）付与申立書（郵便申立て用）

別紙 2：執行文（事実到来・承継）付与等申立書（郵便申立て用）

別紙 3：正謄本請求書（郵便申立て用）

別 表：嘱託人作成文書への押印を廃止する書類について